

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社KAKEN(静岡県浜松市東区中郡町985-1) [1000027360]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年12月18日 ~ 令和2年1月17日 (1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、政令が定める合計金額(4,000万円)を超える一次下請契約を締結した。このことが、建設業法第16条に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年11月7日、静岡県知事より監督処分(指示処分)を受けた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、建設業法違反により建設業許可部局から監督処分(指示処分)を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)